

4産労観振第834号
令和5年2月3日

東京都知事登録旅行者
及び旅行者代理業者 各位

東京都産業労働局観光部地域振興担当課長
(公印省略)

令和4年度 旅行業法遵守状況自己点検の実施について

平素より、旅行業等登録事務にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、東京都知事登録の旅行者及び旅行者代理業者については、毎年度、業務の適正な運営に役立てるため、旅行業法遵守状況について自己点検を実施していただくこととしております。

つきましては、貴者におかれましても御理解の上、下記のとおり点検の実施及び結果の提出をお願いします。

記

1 実施方法

「旅行業法遵守状況自己点検表」(別紙1)及び「旅行業安全確保状況自己点検表」(別紙2)により自己点検を行い、点検実施後に結果を提出してください。

※海外旅行の取扱いが無い等の理由により、該当なしの点検項目がある場合には斜線「/」を引いてください。

※自己点検表は、点検実施後2年間保管してください。

2 点検対象期間

2022年の1年間

3 提出資料

自己点検実施後、**「旅行業法遵守状況自己点検表」(別紙1)(全3ページ)及び「旅行業安全確保状況自己点検表」(別紙2)(全1ページ)を提出してください。**

※「その他の営業所」分は、「主たる営業所」が取りまとめて提出してください。

4 提出方法及び提出先

メールまたはFAXにより、株式会社ピーシーサポートサービス(東京都の委託事業者)に提出してください。

(提出先) メール oct@pcsupport.co.jp
FAX 050-3606-6909

5 提出期限

令和5年2月28日(火)

6 その他

自己点検表の回収は、株式会社ピーシーサポートサービスに委託しています。期限までに提出がない場合、東京都の委託事業者から電話等で催促する場合があります。

7 問合せ先

【提出に関すること（東京都の委託事業者）】

株式会社ピーシーサポートサービス 担当：田中、高橋
電話 03-5481-6002（平日 10:00～17:00）

【自己点検の実施に関すること】

東京都産業労働局観光部振興課 旅行業・住宅宿泊事業担当
電話 03-5320-4769
（平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く））